

# 令和 8 年 度 給与支払報告書の提出について 大田区 課税課

## 1 提出しなければならない方

令和 7 年中に俸給、給料、賃金、歳費、賞与、その他これらの性質を有する給与を支払った方です。

## 2 提出期限

令和 8 年 2 月 2 日（月）厳守

※ 提出期限を過ぎた場合は、通常期からの課税が遅れることがあります。

## 3 用紙の種類

### （1）給与支払報告書（総括表）…… 1 枚提出

黒色（市区町村提出用 1 枚）の用紙です。

給与支払報告書（個人別明細書）と一緒に提出してください。なお、報告人員が 1 名の場合でも、必ず提出してください。

#### 【大田区提出用の総括表について】

- ・会社名等が印字してある大田区提出用の総括表が届いている場合は、その総括表をご使用ください。  
なお、印字内容に変更や誤りがある場合は、該当箇所を二重線で消し、朱書きで訂正してください。
- ・大田区提出用の総括表が届いていない場合は、一般の総括表をご使用ください。

### （2）給与支払報告書（個人別明細書）…… 1 人につき 1 枚提出

- ① グリーン…… 2 枚複写（市区町村提出用の個人別明細書 1 枚、本人交付用の源泉徴収票 1 枚）の用紙です。

支払金額が法人役員150万円以下、一般の受給者500万円以下の方に使用します。

- ② オレンジ…… 3 枚複写（市区町村提出用の個人別明細書 1 枚、税務署提出用の源泉徴収票 1 枚、本人交付用の源泉徴収票 1 枚）の用紙です。

支払金額が法人役員150万円超、一般の受給者500万円超、及び「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出しなかった方（月額表又は日額表の乙欄又は丙欄適用者）で50万円を超える方に使用します。

※ 総括表・個人別明細書ともに副票の提出は不要です。

※ 支払金額が2,000万円を超える方は確定申告をする必要があり、年末調整は不要ですが、給与支払報告書は必ず提出してください。

※ 追加（提出漏れ）や訂正（内容の誤り）があり再提出をする場合は、総括表左上の「追加」もしくは「訂正」に○をつけ、個人別明細書の摘要欄にも朱書きで「追加」や「訂正」と記入してください。

### （3）普通徴収切替理由書

東京都と東京都内全市区町村では、平成29年度から個人住民税の特別徴収を徹底しています。給与所得者はあくまでも特別徴収が原則ですが、普通徴収を認める基準に該当する方がいる場合、普通徴収切替理由書に必要事項を記入の上提出することで、例外的に普通徴収が認められます。

なお、普通徴収を認める基準に該当する方であっても、普通徴収切替理由書の提出がなければ、原則として特別徴収となりますので、ご注意ください。

普通徴収切替理由書は大田区役所課税課で配布しています。また、大田区ホームページから印刷していただくことも可能です。

詳細は国税庁・税務署がホームページで公表しているパンフレット・手引き等を参照してください。

※2 令和7年中の合計所得金額（所得税における特定親族特別控除の額）

\*竹子…老人扶養親族〔非居住者〕

⑪「支払者」の「個人番号又は法人番号」

# 特にご留意いただきたい事項

## 1 令和8年度の制度改正について

令和8年度の個人住民税は、給与所得控除の見直しや特定親族特別控除の創設などについて、制度改正されました。制度改正の詳細は、大田区ホームページ (<https://www.city.ota.tokyo.jp/seikatsu/zeikin/kaisei/>) をご覧ください。

## 2 給与受給者に異動があった場合

給与支払報告書提出後、退職・転勤・住所誤報等により受給者に異動が生じた場合は、速やかに「給与所得者異動届出書」の提出をお願いします。

(提出先) 〒144-8621 大田区蒲田五丁目13番14号 大田区役所 納税課 (本庁舎4階)  
 収納推進 (特別徴収) TEL 03-5744-1197

## 3 事業所の所在地等を変更された場合 (大田区提出用の総括表を使用し、印字してある会社名等の内容を訂正した場合は除く。)

給与支払報告書の提出の際に、前年度と比べて事業所の所在地等に変更がある場合は、「特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書」も併せて提出をお願いします (eLTAXによる提出の際も含む。)

## 4 提出先

受給者の令和8年1月1日現在居住する市区町村長宛てに、それぞれ提出してください。

|                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|----------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 大田区役所<br>(提出・連絡先)    | 〒144-8621 大田区蒲田五丁目13番14号 大田区課税課 (本庁舎4階)<br>大森地区: 03-5744-1194 (大森、山王、馬込、中央、池上、平和島)<br>調布地区: 03-5744-1195 (嶺町、田園調布、鶴の木、雪谷、千鳥、久が原、千束、石川町、仲池上、上池台)<br>蒲田地区: 03-5744-1196 (蒲田、糀谷、羽田、萩中、六郷、矢口、下丸子、多摩川)                                                                                                                                |
| 近隣区(市)役所<br>(提出・連絡先) | 品川区役所 〒140-8715 品川区広町2-1-36 TEL 03-3777-1111 (代)<br>目黒区役所 〒153-8574 目黒区上目黒2-19-15 TEL 03-3715-1111 (代)<br>世田谷区役所 〒154-8554 世田谷区世田谷4-21-27 TEL 03-5432-1111 (代)<br>川崎市役所 〒210-8511 川崎市川崎区砂子1-8-9 川崎御幸ビル4階<br>かわさき市税事務所 法人課税課 TEL 044-200-2209<br>横浜市役所 〒231-8314 横浜市中区山下町2番地 産業貿易センタービル5階<br>特別徴収センター (財政局法人課税課) TEL 045-671-4471 |

◆大田区では、インターネットを利用した電子申告システム (eLTAX) による給与支払報告書の受付を行っておりますので、是非ご利用ください。

また、個人住民税 (特別徴収分・退職所得分) の納税も地方公共団体や金融機関の窓口に出向くことなく、パソコンから簡単に行うことができます。

◆令和7年中に税務署へ提出する給与所得の源泉徴収票の枚数が30枚以上である事業者は、令和9年 (令和9年度分) から区へ提出する給与支払報告書について、eLTAXまたは光ディスク等により提出することが義務づけられています。

【eLTAXに関する問合せ先】

地方税共同機構 TEL 0570-081459 <https://www.eltax.lta.go.jp/>